

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

令和5(2023)年度
4号(通算416号)
令和5(2023)年10月2日発行

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・全救協・厚生協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428
(E-mail) z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆…今号の掲載内容…◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報・・・1

1. 【厚生労働省】「令和4年度使用者による障害者虐待の状況等」結果公表・・・1
2. インボイス制度に関する相談体制・支援策・・・2
3. 【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金（9月30日終了、申請期限11月30日）・・・3
4. 【厚生労働省】マイナンバーカードに関するお知らせ・・・4
5. 【厚生労働省・こども家庭庁】サービス管理責任者等に関する告示の改正について・・・5

II. その他関連情報・・・6

1. 【全国身障協】「第45回全国身体障害者施設協議会研究大会」（群馬大会）を開催【報告】・・・6
2. 【セルフ協】「令和5年度 全国社会就労センター総合研究大会」（大分大会）を開催【報告】・・・6
3. 【全社協】「令和5年度福祉ビジョン21世紀セミナー」を開催・・・6
4. 「社会で生きることと権利」オンラインシンポジウム・・・7
5. 【事業助成・研究助成】
 - (1) キリン福祉財団 令和6年度助成の公募（締め切り：10月31日必着）・・・7
 - (2) 清水基金「国内研修事業」参加者募集（10月10日～11月16日）・・・8
 - (3) 「ノウフク・アワード2023」エントリー受付中（～10月20日）・・・9
6. 【書籍紹介】
 - (1) 全社協出版部『月刊福祉』2023年9月号、10月号・・・9

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 【厚生労働省】「令和4年度使用者による障害者虐待の状況等」結果公表

9月8日、令和4年度の「使用者による障害者虐待の状況等」結果が公表されました。通報・届け出の対象となった障害者は1,433人（前年度比0.1%増）、そのうち虐待が認められた人は大幅に増加し、656人（前年度比30.7%増）でした。なお通報・届け出のあった事務所は前年度と同等の1230事業所でした。

障害種別で見ると、通報・届け出の対象となった最多は精神障害で510人、一方で、虐待が認められた人の最多は、知的障害の245人です。

被害者の性別を見ると約68%が男性という結果でした。被害者の半数を占めるのが、パー

トやアルバイトで働く人で、正社員約27%と合わせて8割を超えます。

虐待の種別としては賃金未払いなどの「経済的虐待」が占める割合が過去最高の87%を超え依然として最も多くなっています。身体的虐待が認められた人は24人と少ないものの、懐中電灯で頭を殴られた、ガズバーナーを押し付けられ腕にやけどを負った、髪を触られるなど性的な言動を受けた、繰り返し食事に誘われた、同僚の業務を手伝ったら暴言を吐かれた、などの例が公表されています。

[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172598_00009.html

2. インボイス制度に関する相談体制・支援策

消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)が10月1日に始まります。開始を前に、インボイス制度の各種相談体制・支援策など、参考サイトをまとめてご案内します。

○制度全般や説明会等の情報に関するご案内

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○制度の概要をお知りになりたい方向けのコンテンツ

【国税庁 令和5年10月 インボイス制度が始まります!! (リーフレット)】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf>

【YouTube 国税庁動画チャンネル】

https://www.youtube.com/playlist?list=PLu9kixYOfBRIQFM6xcSFzcGmx_jc03lqc

【国税庁 免税事業者のみなさまへ 令和5年10月1日からインボイス制度が始まります!】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

○制度の詳細をお知りになりたい方向けのコンテンツ

【国税庁 消費税 インボイス制度に関する改正について】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/pdf/0023002-106.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関する Q&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 制度開始に向けて特にご留意いただきたい事項】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023008-044.pdf>

【日本税理士連合会 インボイス制度実施に当たっての経過措置について (財務省資料引用)】

<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/invoice/invoice15b.pdf>

○制度に関する各種ご相談窓口

【国税庁 インボイス制度に関わる各省庁等の相談窓口一覧】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>

○免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

※各サイトとも掲載内容は同じ

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

3. 【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金 (9月30日終了、申請期限11月30日)

両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）は令和5年9月30日で終了しました。

この助成金は、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等から休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対して支給されます。

助成金の申請には、9月30日までに支給要件を満たしている必要がありますので、助成金の受給資格をご確認ください。

- ・申請期限：令和5年11月30日
- ・助成内容：対象労働者1人あたり20万円。1事業所あたり5人まで
- ・主な申請条件：原則として令和5年9月30日までに
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備すること
 - ・有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて全ての労働者に周知すること
 - ・令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に、当該休暇を合計して20日以上労働者に取得させること
 - ・男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を含む）について、休暇制度の他に妊娠中の女性労働者が勤務を続けやすくするために、自社が対応できる措置を具体的に就業規則または労働協約に規定し、全ての労働者に周知すること

当該助成金の終了後も、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の義務は継続します。事業主は、母胎または胎児の健康保持に影響があると医師等に指導を受けた場合は、母性健康管理措置に基づき休業等の必要な措置を講じなければなりません。

厚労省は、母体や胎児の健康保持配慮が損なわれないよう呼びかけています。

[厚生労働省] 制度の詳細・要件、申請様式など

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

4. 【厚生労働省】マイナンバーカードに関するお知らせ

マイナンバーカードの「有効申請受付数」は8月20日現在で78%であると公表されました。マイナンバー制度やマイナンバーカードの機能等にさまざまな意見が上がるなか、マイナンバーカードの機能や利便性を広くご案内する協力依頼がありました。下記 URL よりご一読ください。

「マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知の御協力のお願いについて(依頼)」
(令和5年9月25日付/厚生労働省/全国社会福祉協議会あて)

セルフ協 https://www.selp.or.jp/storage/admin_article/230/korosyo_my_number_syuuchi.pdf
身障協 https://www.shinsyokyo.com/contents/document/index.php?category_id=6

なお、健康保険証廃止後（令和6年秋以降）、新規の健康保険証は発行されません。本年8月7日付で国が公表した「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルの作成について」には、マイナンバーカードと健康保険証を一体化させたマイナ保険証を保有しない方に、“原則”、加入の医療保健の保険者に申請すれば「資格確認書」を無償交付すると記載があります。

ただし当面の間、マイナ保険証を保有しない全ての方と、保険者が必要と認めた方には“申請によらず交付”するとされました。資格確認書の運用等の詳細は折って周知されるとされました。

また、同マニュアルには“暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付”にも触れており、具体的な申請受付・交付は「令和5年11月頃より開始」する予定であるという記載があります。

【総務省】

「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルの作成について」

- ・概要 https://www.soumu.go.jp/main_content/000895988.pdf
- ・本編 https://www.soumu.go.jp/main_content/000895989.pdf
- ・資料編 https://www.soumu.go.jp/main_content/000895990.pdf
- ・元ページ「マイナンバー制度とマイナンバーカード」

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

○「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ」

- ・デジタル庁検討会 <https://is.gd/w3lsW0>
- ・厚生労働省社会保障審議会医療保険部会
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001138478.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001137913.pdf>

[厚生労働省] 関連資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

5. 【厚生労働省・こども家庭庁】サービス管理責任者等に関する告示の改正について

6月30日、サービス管理責任者等に関する告示（「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号)」および「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号)」)が改正されました。以下に主な改正内容を記載いたしますので、ご確認およびご周知の程どうぞよろしくお願い致します。

詳細は2ページをご覧ください。

○実践研修の受講に必要な実務経験について

サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の研修体系については、令和元年度より、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験(OJT)を「2年以上」としておりましたが、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験(OJT)として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とします。

○やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置について

サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如した場合に実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置については、現行制度上、サービス管理責任者等の欠如時から1年間としております。

今回、基礎研修修了者については、個別支援計画の作成に関して一定の知識・技能等を習得していること、また、事業所内でのサービス管理責任者等の養成を進める観点から、従前のやむを得ない事由(※)による措置(1年間)に加え、以下のいずれの要件も満たす者について、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能(最長2年間)とします。

- ・ 実務経験要件を満たしていること
- ・ サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みであること
- ・ サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されていること

※ やむを得ない事由については、サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合を想定している。

なお、研修制度見直し前の研修制度見直し前の平成30年度までに研修を修了したサービス管理責任者等が、今後資格を継続して更新するためには、令和5年度末までに初回の更新研修を受講する必要があります。

II. その他関連情報

1. 【全国身障協】「第45回全国身体障害者施設協議会研究大会」(群馬大会)を開催【報告】

全国身障協は、7月20日、21日の2日間、群馬県高崎市で研究大会を開催しました。今回は「FACE to FACE HEART to HEART in 高崎 ～持続可能な施設をめざして～」をテーマに、約950人の参加となりました。

1日目は開会式の後、厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 伊藤洋平障害福祉課長による行政説明、白江浩会長による基調報告、群馬県出身のロックバンド「ROGUE」奥野敦士氏と香川誠氏による特別講演が行われました。続く2日目は、会員施設による「実践発表」35件、「研究発表」6件が行われました。

なお、開会式では令和5年度永年勤続者表彰者への授賞式が行われました。今年度の受賞者は374人でした。

[全国身障協]

https://www.shinsyokyo.com/contents/document/index.php?category_id=3

2. 【セルフ協】「令和5年度 全国社会就労センター総合研究大会」(大分大会)を開催【報告】

全国セルフ協は、9月14日、15日の2日間、大分県大分市で総合研究大会を開催しました。今回は「社会就労センターが考える障がい者の権利とは？～障がい者が「楽しく働き、心豊かにくらす」未来の実現に向けて～」をテーマに、約400人の参加となりました。

1日目は開会式の後、厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 伊藤洋平障害福祉課長による行政説明、叶義文会長による基調報告、井上忠幸制度・政策・予算対策委員長の報告、社会福祉法人太陽の家 理事長 山下達夫氏による特別講演が行われました。続く2日目は、分科会が行われました。

また、開会式では令和5年度永年勤続者表彰者への授賞式が行われました。今年度の受賞者は50人でした。

[セルフ協]

<https://www.selp.or.jp/selp/training/workshop/220>

3. 【全社協】「令和5年度福祉ビジョン21世紀セミナー」を開催(締め切り：10月5日)

ひとり暮らし高齢者やひきこもり、ヤングケアラーなど、地域における孤独・孤立の深刻化等が懸念されるなか、人びとが安心して生活できる社会の構築やつながりの創出が求められています。

全国社会福祉協議会では、10月13日(金)、“取り残さない支援～社会的孤立の解消と福祉関係者の役割”をテーマに表記セミナーを開催します。本会・村木厚子会長による講演も予定しています。ご参加希望の方は、10月5日(木)までに申込みサイトよりお申込みください。

主催：社会福祉法人 全国社会福祉協議会

日程：令和5年10月13日（金）10：00～15：00

実施方法：①対面 全社協・灘尾ホール

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルLB階

②オンライン ライブ配信 ※アーカイブ（後日）配信はいたしません。

対象：①社会福祉法人・社会福祉施設等の役員・幹部職員

②都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会役員・幹部職員

③社会福祉関係団体、民生委員・児童委員、学識経験者

④都道府県・指定都市・市区町村行政幹部職員

定員：会場 180名 / オンライン 定員なし

申込締切：令和5年10月5日（木）

[申込サイト URL] <https://www.mwt-mice.com/events/fukushi231013>

【セミナーの内容等に関するお問い合わせ】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部（担当：山下、今井）

TEL：03-3581-7889 E-mail：z-seisaku@sahakyo.or.jp

4. 「社会で生きることと権利」オンラインシンポジウム

日本 ALS 協会後援で、介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット 11 周年オンラインシンポジウム「社会で生きることと権利」が開催されます。

シンポジウムはズームで実施し、YouTube で同時配信されます。

日時：令和5年10月14日（土）13：30～

主催：「介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット」（共同代表・藤岡毅弁護士）

※事前申し込み不要、参加費無料

内容：介護を受ける権利をめぐる対談（日本 ALS 協会会長、元会長）

各地の弁護士による 24 時間介護の自立生活事例報告

ライブ配信 URL <https://www.youtube.com/watch?v=g67eVZnxm-s>

同ネット <http://kaigohosho.info/>

5. 【事業助成・研究助成】

（1）麒麟福祉財団 令和6年度助成の公募（締め切り：10月31日必着）

麒麟福祉財団では、地域やコミュニティを元気にするさまざまなボランティア活動や、長期的な視点で全国や広域の社会的な課題の解決に取り組む活動へ、公募による応援を行っています。

①②いずれも法人格の有無、活動年数は不問。

助成対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

①「麒麟・地域のちから応援事業」

障害や困りごとがある人・支える人の福祉の向上などに関わるボランティア活動に対する助成。

条件：連絡担当者が満18歳以上、4人以上のメンバーが活動する団体・グループ

助成額：1件あたり上限30万円

②「麒麟・福祉のちから開拓事業」

障害者、地域社会等の福祉の向上に関わる長期的視点に立ったボランティア活動で、全国や広域にまたがる活動に対する助成。

条件：連絡担当者が満18歳以上、10人以上のメンバーが活動する団体・グループ

助成額：1件あたり上限100万円

[麒麟福祉財団]

応募要領や申請様式を入手できます

<https://foundation.kirinholdings.com/subsidy/>

(2) 清水基金「国内研修事業」参加者募集 (10月10日～11月16日)

清水資金は、社会福祉法人・NPO法人に所属し障害福祉サービス等に従事している方を対象に、障害福祉に関する研修を通じてわが国の障害福祉の発展に寄与することを目的とする事業を行っています。

期間：令和6年2月16日(金)～17日(土)、宿泊型(1泊2日)

場所：AP市ヶ谷(東京都千代田区)

<https://www.tc-forum.co.jp/ap-ichigaya/access/>

目的：障害福祉に関する研修を通じてわが国の障害福祉の発展に寄与すること

概要：障害理解、権利擁護などの学習と支援力向上、リーダー養成

対象：社会福祉法人、NPO法人で障害福祉サービスに従事する実務経験3年以上の者、おおむね40歳まで

定員：24人程度

費用：受講料、交通費、宿泊費などを同基金が負担

申込：同基金のサイトより申込書類を入手、申込期間は10月10日～11月16日

[清水基金]

応募要領や申請様式を入手できます。

https://www.shimizu-kikin.or.jp/about_business/domestic/

(3)「ノウフク・アワード2023」エントリー受付中(～10月20日)

表彰を通じて農福の取り組みの実践者を応援し、多くの人に価値を知らせ、さらに地域社会に根づかせるためのアワード(賞)「ノウフク・アワード2023」が、多様で魅力的なノウハウの取り組みを募集中です。

主催：農福連携等応援コンソーシアム

対象：団体、企業、個人など

農林水産業で障害者等の多様な能力が発揮され、農林水産分野、福祉分野が抱えるさまざまな課題の解決の実現を図ることに加え、障害者等の社会参画の実現、地域農業の維持・発展、さらには地域活性化にも貢献している団体や企業、個人など

締切：10月20日

表彰式：令和6年2月中旬頃、東京都内会場

[ノウフク・アワード2023] 詳細をご確認ください

<https://noufuku.jp/award/award2023/>

5.【書籍紹介】

(1)全社協出版部『月刊福祉』2023年9月号、10月号

<9月号> 特集「福祉と人権—利用者と職員の人権を守るために」

福祉は本来、利用者の人権や権利を守るための実践である。しかし、利用者に対して虐待やさまざまな制約を設けるなど、利用者の人権をないがしろにしてしまうケースも見受けられる。一方、福祉現場における職員へのカスタマーハラスメントなども生じている。こうした状況を踏まえ、福祉サービスを利用する人と提供する人、双方の人権が保持される福祉実践をすすめるために必要なことを、さまざまな場面や視点から多角的に考察する。

<10月号>

巻頭グラビア

インタビュー「ウオッチング2023」大原美術館

法人・施設経営 PART3. これからの広報戦略

知っておきたい福祉の基礎知識「障害差別をなくす」

2040年、日本は急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、さまざまな社会問題に直面すると考えられている。「人生100年時代」といわれるなか、2040年の姿をどのように考えるべきか。また、老人福祉法は制定から60年を迎え、介護保険制度もなくてはならないものとなっているが、これら的高齢者施策は十分に機能してきたのか。2040年の姿を具体的にイメージすることで、今後、求められる制度や支援を明らかにする。

[全社協] 福祉の本出版目録 『月刊福祉』

9月号 <https://www.fukushinohon.gr.jp/book/b10032957.html>

10月号 <https://www.fukushinohon.gr.jp/book/b10032957.html>